

町田市新庁舎建設設計者選定 講評

町田市新庁舎建設設計者選定委員会
委員長 三井所 清典

1. 選評

町田市新庁舎建設設計者選定委員会は、設計候補者として最優秀者に榎文彦氏を選定した。また、優秀者に元倉眞琴氏を、準優秀者に曾根幸一氏を選び、入選者として大宇根弘司氏、原広司氏、横河健氏及び藤本昌也氏の4氏を選定した。

最優秀者榎文彦氏は応募条件及び資料「新庁舎建設基本構想」「新庁舎建設基本計画」等に基づき、第1に敷地内外の条件の読み取りによる妥当性の高いゾーニング構想、第2に庁舎の基本空間と市民利用の空間を「巴形」に組み合わせ、行政と市民の多様な交流を触発させる空間コンセプト、第3に空間のボリュームや吹抜け・緑地の創造による魅力的な風景や情景の提案において優れた構想を示し、その他危機管理や地球環境問題あるいは相隣関係にも細やかな配慮があり、これまでの実績や現地審査からも安定性の高い設計者であると評価された。

なお、本敷地と市民ホール敷地を含む200mに及ぶ駅前通り構想は、求められた範囲を超えた提案であるが、新庁舎と市民活動の場として、親しみと象徴性を併せ持つ街並構想であり、基本設計段階で予定されている市民とのワークショップ等を通して新しい街の顔が生まれる可能性も高く、将来の街並形成に寄与することが期待されるものである。

優秀者元倉眞琴氏は「雑木林」のコンセプトのもと新庁舎を林で包み込むような構想を提案した。これには市民が林を育てると同時に自らも市民協働活動を通して、市民として育ち、成熟した市民社会が形成される暗示が重ねられており、新鮮な構想として評価された。建物の回りの雑木林が中庭の林へつながるように、市民活動の場も建物の中を通して中庭に広がる。また、市民活動は建物の中でも、中庭を囲むようにスパイラル状に上階に伸びる構想であり、興味深い提案として審議された。一方、閉庁時や危機管理面において、榎氏と異なり、課題も指摘された。なお、庁舎をいわゆる街区型として口の字型1棟としてまとめ、高さを押さえる提案は評価されたが、全体のマスの大きさや街中の佇まいが単調になることが懸念された。

準優秀者曾根幸一氏は、新庁舎の建築に象徴性を持たせるのではなく、市民協働の活動やここでの市民生活そのものが象徴となるような場づくりがコンセプトで、これも新庁舎に対する新しい構想として評価された。具体的には駅前

通りに沿道型の庁舎北棟を配し、街並み形成を図りながら、建物を通り抜けた南側に市民のためのアゴラと称する大きな中庭を構想している。この中庭は西棟の内部とつながってイベントや市民協働空間となる。庁舎南棟と既存の市民ホールを活用した大きな中庭広場の創出は構想の重要な要素であり評価された。しかしその反面、北棟と南棟が離れた庁舎では日常活動やフレキシビリティの面で支障が生じることも懸念され、工夫が必要であるとされた。視察した建物では県民・市民の活動の場が吹き抜けの廻りに多様に展開され、視認性の高い空間構成は本計画の参考になるものとして興味深いものだった。

以上3者には人間的で自然な街並の連続性を意識させること、庁舎の型にこだわらず、市民活動の場を吹抜や中庭の廻りに展開させていること、基本設計段階における市民とのワークショップで必要な構想の柔らかさが感じられることなどに共通した面があり、設計契約の候補者として選ばれた。

2. 本設計者選定の特徴

新庁舎のあり方について、町田市民及び町田市職員が相当な時間とエネルギーをかけて策定した「新庁舎建設基本構想」及び「新庁舎建設基本計画」が提示されたことが今回の競技に大きな影響を与え、競技が終始真摯に行われた重要な鍵となった。

実際に、今回の町田市新庁舎設計者選定に多くの設計関係者が関心を持ち、現実に48者もの応募があり、応募した設計者の実績のレベルはきわめて高く、提案された内容は全体に質の高いものであった。このような競技において、基本構想及び基本計画の有無、策定の仕方及び内容がいかに重要であるか認識を新たにしたところであるが、選定委員会として、2つの図書の策定に寄与された多くの方々に敬意と感謝の意を表したい。また、町田市の熱意に応え、応募された設計関係の方々に感謝し、御礼を申し上げたい。

町田市新庁舎計画の特徴は、開かれた庁舎に多くの市民が集い、そこでの様々な活動の中から、市民生活にかかわる多くのことが創造され、政治や行政も身近に感じる成熟した市民社会をつくりだす舞台となることが期待されていることである。

さらに、そのような新庁舎を実体化するために、選定された設計者は基本設計をまとめる過程で市民とのワークショップを重ねることが要求されている。設計者はこの段階で出てくる様々な意見や要求に対して、おそらくこれまでに体験したことのない理解力、柔軟性及び統括能力が求められることになる。また、この間市民も設計者が提示する様々な概念、空間や街並み等について認識を深めることになる。おそらく町田市新庁舎はこのような過程を踏むことによって新しい時代や社会にふさわしい建築として結実することになる。

設計者選定は、このような町田市新庁舎実現のため、より適切な資質を過去の実績から判断する資質（適性）評価方式と簡易提案方式の併用を採用し、審査会では、提出された書類審査、過去の設計事例の現地審査及び公開ヒアリングと質疑応答による審査等を慎重に重ねて、最優秀者、優秀者及び準優秀者各1名及び入選者4名を選定した。

3. 選定経過の概要

審査は資質（適性）評価方式と簡易提案方式の併用による応募を受け、3段階3次に分けて行った。審査の概要は以下のとおりである。

なお、詳細については、別記の議事要録をご参照いただきたい。

< 第1次審査 >

第1次審査では、12の応募者を選定した。

応募者からは、上記両方式の併用が可能となるよう、町田市新庁舎建設基本構想及び同基本計画等の諸条件に対して応募者の基本的な構えを理解し評価するための資料として「町田市新庁舎に対する基本的な考え方」（様式1）と「町田市新庁舎建築設計の実施方針と設計チームの特色等」（様式2）、単に過去の類似実績を示してもらうのではなく町田新庁舎に寄与できる実績を理解するための資料として「応募者の設計実績での課題解決方法」（様式3）、そのほか、過去の実績、組織等に関する資料として「応募者の作品」（様式4）「応募者（総括責任者）の経歴」（様式5）「受託した場合の設計チームの取組体制」（様式6）等の提出を受け、審査を行った。

最初に、提出された資料のうち、様式1、様式2及び様式3を応募者の名前を伏せた状態で事前に審査員全員に配付した。各自が48者について4段階評価を行い、審査会当日、その評価を一覧できる集計表を作成した。次に、全ての応募者の応募条件への適合性を検討し、重複条件に触れた1者を失格とした。このように評価対象者を確定して、1案ずつ集計表を参考にして全員討議の形で評価を確認した。はじめは様式1を重視して基本構想、基本計画の読み取りやその他の条件への対応を検討し、第2次審査に進む候補者を17者に絞った。

この時点で、様式4、様式5及び様式6についても精査を行い、17者全てが適性ありと認められた。さらにそれぞれについて検討を重ね、最終的に12者を第2次審査に進む者として決定した。

< 第2次審査 >

第2次審査は、第1審査を通過した12の応募者に対する簡易提案方式によって実施し、第3次審査に進む3者と入選者4者を選定した。

簡易提案方式とは、町田市新庁舎の構想を文章と概念図を用いてA2版1枚に表現した提案書を審査して設計候補者を選定するものである。提案書に用いる図表現は、公共建築協会のプロポーザル表現の規準を準用して条件としたが、それは、応募者の資料作成の負担を軽くし、応募し易い環境を整え、さらに、評価の公平性を高めるためである。また、今回はそれに加えて基本設計段階での市民参加によるワークショップの意義を高めるため、構想が設計図として固まり過ぎないことへの配慮も必要と考えた。しかし、応募案をみても配置図、平面図、立面図、断面図、透視図や鳥瞰図など応募に際して指示した表現の域を越えていると思われる表現がかなりあった。選定委員会で協議した結果、ここでは失格者をつくらず、応募の主旨に照らしてマイナス評価も含めて総合的な判断をすることにした。

最初に、12者の簡易提案書を、第1次審査同様、応募者の名前を伏せた状態で事前に審査員全員に配付した。各自がそれぞれについて3段階評価を行い、その結果を個別評価の一覧表にまとめた。

次に、一覧表を参照しながら、第1次審査における基本的考え方等の提案もふまえながら1案ずつ検討した。評価の視点は、周辺環境への配慮（特に東側・西側住宅地への配慮と街並み形成）、市民協働空間のとり方と庁舎の事務空間のつながり及びその区分、事務棟や議会廻りの計画、外観の景観的配慮、地震や洪水などへの災害対策、省エネルギー計画等の環境対策コストの妥当性、市民とのワークショップのやりやすさ等、多岐にわたり、細かく、しかも総合的に評価することが求められた。

審査の結果、西側住宅への影響の大きさ、ゾーニングの不明快さ、駅前通りへの接し方に難がある、緑の扱いに無理があるなどの理由で3案を選外とし、次いで、全体配置、街並景観に関する評価の低さから1案、事務棟の扱いとボリュームからさらに1案を選外としたところで、残り7案を入選以上と決定した。

この7案のうち、簡易提案としては設計的表現が強すぎる2案は、市民とのワークショップを経て基本設計を決めていくという視点から先行しすぎていると判断した。また、第1次審査との連続性が薄い点が指摘された1案と、囲み型の構成では他案と類似しているが、執務空間や会議室等の配置上の扱いに不自然さが強いという理由でもう1案を入選止まりとし、残った3者が第3次審査に進むこととなった。

< 第3次審査 >

第3次審査は、第2次審査を通過した3者について、作品現地審査及び簡易提案書のプレゼンテーションとヒアリングを実施し、最優秀者、優秀者、準優

秀者を決定した。

最初に、応募者がこれまでに設計した建築作品各 1 点について、周辺環境への配慮、スケール感、素材の使い方、維持管理・耐久性に関わる材料の組み合わせ、工事監理の仕方等を視点に、それぞれ視察を行い、管理者に対するヒアリングを実施した。

次に、第 2 次審査時に提出された「簡易提案書」に記載された内容について、公開によるプレゼンテーションとヒアリングを実施した。プレゼンテーションは応募者を含む 3 人のチームにより行い、ヒアリングは、審査員ごとに、街並みや周辺との関係、空間構成やゾーニング、構造やサステナビリティ、コスト、市民参加、町田らしさ等、質問項目を定めて行った。応募者ごとにこれを繰り返す形をとった。

プレゼンテーションとヒアリング終了後、直ちに最終的な審議に入った。質問項目ごとに 3 者の評価を行い、最後に総合評価を行って、最優秀者に榎文彦氏、優秀者に元倉真琴氏、準優秀者に曾根幸一氏を決定した。それぞれの応募者の評価については、選評のとおりである。